平成２２年（フ）第１５４号
福岡県田川郡香春町大字採銅所4445番地１
債務者　園田　和康
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２５５号
宮崎県日向市曽根町１丁目10番地
債務者　黒木　和子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５６号
宮崎県日向市曽根町１丁目10番地
債務者　黒木　　修
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６０号
宮崎県延岡市浜町554番地２
債務者　大平　了司
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４８１号
沖縄県糸満市字武富595番地の115　２階
債務者　與那城瑞江（旧姓三谷）
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４８３号
沖縄県浦添市宮城１丁目32番７―202号仲西アパート
債務者　大城　　勝
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９９号
長野県上田市長瀬2772番地
債務者　佐藤　　泉
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２００号
長野県千曲市大字屋代1940番地、前住所長野県千曲市大字稲荷山2130番地　県住稲荷山団地２号棟404号
債務者　駒村　美枝
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２０４号
長野県千曲市大字打沢112番地１　アーバンハイツ１－Ｂ
債務者　山室　明美
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９３号
長野県伊那市西箕輪8346番地
債務者　清水　紀子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪3157番地３ヴィレッヂクレストフォーレＢ105
債務者　ＭＩＹＡＭＯＴＯ　ＫＡＺＵＮＯＲＩこと　宮本　一徳
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２４２号
奈良県大和郡山市若槻町109番地16
債務者　小島　**聆**子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４１号
徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字平91番地１
債務者　清水豊太郎
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０２号
徳島県鳴門市撫養町南浜字権現94番地５
債務者　樫原　清人
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１２号
徳島県徳島市南佐古五番町２番９―105号
債務者　尾田　**吉**孝
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５５号
徳島市幸町３丁目93番地
債務者　添木　　正
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７１号
徳島県徳島市国府町観音寺280番地の２
債務者　碓井　祐樹
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部